

## 三宅村がん対策推進事業について

三宅村では、島内で受診・治療を受けられない下記のがん患者等の村民の方に対し、その治療等を目的に島外専門医療機関に通院するための通院費（交通費・宿泊費）の助成を行います。

### 1. 対象者

目的	内容	申請回数
①要精密検査の受診	令和2年4月以降のがん検診で、「要精密検査」以上の判定を受け、精密検査が必要となった者。	1がん精検につき1回
②がん治療	すでになんと診断され、治療を受けている者で、令和2年4月以降に通院した者	年3回

### 2. 助成内容（1人当たり）

対象	上限額	内容
交通費	12,000円	・通院した日の前後3日以内の船・飛行機・へり便の往復運賃
宿泊費	5,000円	・通院した日の前日もしくは当日いずれかの宿泊費

※対象者が身体障害者手帳1～3級を所持している場合、もしくは未成年の場合は介助者（保護者）として、1名まで追加で申請することができます。

### 3. 申請に必要な物

- ①通院したことを証明する書類（医療機関の領収書等。コピー可）
- ②交通費の領収書（レシート・コピー不可。利用日がわかるもの）
- ③宿泊費の領収書（レシート・コピー不可。利用日・宿泊者がわかるもの）
- ④振込先の金融機関口座がわかるもの（通帳のコピー等。初回申請時のみ）
- ⑤身体障害者手帳1～3級（介助者分を申請する場合。未成年の保護者は不要）
- ⑥印鑑
- ⑦がん検診の結果書もしくはがん治療であることがわかるもの

### 4. 申請方法

通院後、上記書類を用意して福祉健康課健康係までご申請ください。審査後、認定となれば申請書記載の口座に助成金を振込みいたします。

#### 【申請先・問い合わせ先】

三宅村役場 福祉健康課 健康係 TEL：04994-5-0911